

西和賀町林道橋梁長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

令和3年3月

西和賀町林業振興課

1. 長寿命化修繕計画の基本的事項

本町では令和3年3月時点で林道施設である林道橋梁を8橋管理している。そのうち、現在建設後50年を経過した林道橋が1橋あり、20年後にはすべての林道橋が50年を経過する見込みとなっている（表1）。

また、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）」によると橋りょうの耐用年数は60年であるが、今後、大規模補修や架け替えが一時的に集中し、維持管理経費が急増することが懸念される。

そこで、各林道施設において、適切な時期の点検・診断を行い、その結果により必要な補修や更新、機能強化等の対策を実施するとともに、個別の施設ごとの状態や対策の履歴の情報を的確に記録・更新し、次期の効果的かつ効率的な施設の維持管理・更新を実施する持続可能な「メンテナンスサイクル」を構築することで、林道施設が求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策の充実を図る必要がある。

表1 管理する林道橋の種別等

橋種別	RC橋	5橋 (62.5%)	建設後経過年数別	50年以上	1橋 (12.5%)
	PC橋	3橋 (37.5%)		40年～49年	3橋 (37.5%)
橋長別	14.5m以上	2橋 (25%)		30年～39年	1橋 (12.5%)
	14.5m未満	6橋 (75%)		不明	3橋 (37.5%)

2 対象施設

本計画の対象とする施設は、本町の管理するすべての林道橋とし、詳細は別紙（一覧表）のとおりである。

なお、管理する橋梁の損傷状況を定期点検により把握し、健全性（※）の判定により老朽化対策の必要性及びその緊急性を評価する。

※健全性について

- ・「健全性」とは、表2に示すように、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月林野庁作成）に従い4段階の判定区分とし、橋梁の健全性を表す指標である。
- ・健全性の診断は林道橋1橋単位で行い、部材単位で補修や機能強化の必要性当を評価する点検とは別に、総合的な評価を付けるものとする。

表2 健全性の判定区分

区分		状態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態 (損傷が軽微で、経過観察で問題がない状態)
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 「早期に」とは、5年程度以内には補修等を行う必要がある状態をいう。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

3 計画期間

本計画における施設ごとの計画期間は別紙（一覧表）のとおりである。

4 施設の優先度

本計画における施設ごとの優先度は別紙（一覧表）のとおりとし、損傷の程度のほか、交通量、森林施業や代替路線の有無などを考慮して決定する。

5 施設の状態等

対象の林道橋8橋を点検した結果、軽微でない損傷が認められた林道橋（健全性II）は5橋となっており、早期に老朽化修繕の必要がある林道橋（健全性III）は0橋となっている（表3）。

なお、林道橋ごとの詳細な状態については別紙（個票）のとおりである。

表3 林道橋の点検結果（R2点検完了時点）

健全性	I	II	III	IV	合計
橋梁数	3橋 (37.5%)	5橋 (62.5%)	0橋 (0%)	0橋 (0%)	8橋 (100%)
うちRC橋	1橋 (20%)	4橋 (80%)	0橋 (0%)	0橋 (0%)	5橋 (62.5%)
うちPC橋	2橋 (66.7%)	1橋 (33.3%)	0橋 (0%)	0橋 (0%)	3橋 (37.5%)

6 対策内容と実施時期

「4 施設の優先度」及び「5 施設の状態等」を踏まえ、施設ごとに講じる対策の内容及び実施の時期について別紙（一覧表）のとおり計画する。

実施の時期について、健全性Ⅱの林道橋は、次回の点検時まで健全性Ⅲへと進行しないよう、日常の維持管理の中で予防的な対策の実施に努め、計画的な修繕に当たることとする。

なお、他林道橋の実施や予算状況を考慮し、柔軟な運用に努める。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙（一覧表）のとおりとする。

なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。

また、修繕に係る測量設計や次回の点検に要する費用は別紙（個票）に実施の時期と概算金額を示す。